

(仮称) 伊賀市住民自治協議会に関する条例 体系表 (案)

項目	内容	現自治基本条例での位置づけ
【目的】	本条例の目的を規定	
【定義】	本条例で使用する用語の定義を規定	
【要件】	一定の区域内の住民により自発的に設置された組織で次の要件を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の誰もが自主的に活動に参加できること ・規約を定めていること ・役員や代表者は、民主的に選出されたものであること ・構成する自治会(区)が複数の住民自治協議会に属していないこと 	第24条
【届け出】	住民自治協議会が設置されたときは市に届け出る。 また届け出た内容に変更が生じた場合も同様とする。	第25条
【協議会の役割】	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会は、当該区域の住民自治活動の中心的役割を担い、地域課題の解決に寄与する活動を自主的かつ主体的に取り組む。 ・住民自治協議会は、当該組織の決定を経て市に提案等を行うことができる。 ・市は住民自治協議会からの提案等を尊重する。 	第26条
【協議会の事業】	住民自治協議会が行う事業等を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災・防犯に関すること ・地域の福祉に関すること ・人権意識の普及・高揚に関すること ・社会教育・生涯学習に関すること ・地域課題の解決・地域振興に関すること ・環境保全に関すること 	【新規】
【協議会への支援】	市は、住民自治協議会に対し次の支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の提供 ・財政支援 ・相談、助言 	第27条
【活動の制限】	住民自治協議会の活動の制限を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・宗教活動 ・政治活動 ・特定の政党や公職者を推薦、支持等を行う活動 	【新規】
【まちづくり計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会は、活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画を策定する。 ・まちづくり計画を策定又は変更したときは、市に届け出る。 	第28条
【監査】	市は、住民自治協議会に交付した交付金、補助金等について、その執行状況を確認するため、監査を行うことができる。	【新規】
【情報公開】	住民自治協議会は、活動に関する書類を事務所に備え付け、情報公開に努める。	【新規】
【委任】	条例の施行に必要な事項は規則等で別に定める。	【新規】